

## 補正不可一覧表

補正不可内容	注意事項
建設業法第8条（いわゆる欠格要件）に該当したもの	欠格要件に該当した役員等を退任させる補正は認めない。
専技・経管の要件を満たさないもの	人や経験期間、実務経験内容の変更も認めるが、申請日又は変更日時点で要件を満たす必要があるため、事後に雇用した者や役員に就任した者への変更は認めない。
営業所要件を満たさないもの	県民局調査の結果、要件を満たさなかったもので、別の場所（所在地）を営業所としようとする場合、補正による対応は認めない。
廃業届の記載誤り	全廃業として廃業届を提出したものを一部廃業とするなどの補正は認めない。 また、許可業種の一部廃業による変更届へ添付する廃業届についても補正は認めない。
申請者都合による申請業種の変更	新規・追加許可申請の審査中に、申請者都合により、業種を追加（変更）したいと申出があった場合、補正による対応は認めない（取下げ後再提出とする。）。 なお、県民局調査の結果、実務経験が一部認められず申請業種を減らさざるをえない場合などはこの限りではない。
その他知事が別に定めるもの	本表に記載外の重大な誤りについても、補正不可とすることがある。

令和5年3月版

岡山県土木部監理課建設業班